

【介護から自分を知る⑬】

東海社会福祉科学研究所

大北 秀雄

(3) 個別対応—認知症

- ② 介護体制及び支援・援助の具体的な方法が決まったとしても、その体制の維持できる期間は症状により変化が伴いますので、そのことも検討しておいてください。

認知症の症状は人により異なり、その行動範囲、認知症の状態になる時間も人いろいろです。その介護の方法もことなり、何時も一緒に行動が必要なのか、見守り程度でいいのか、特に気にしないでもいいのかなど、状態に合わせた介護となります。

その介護において、対応できる限度もありますので注意が必要です。介護する人が倒れてしまうことは避けなければなりませんから、介護保険制度や医療保険制度を効率的に活用することが必要です。

「例えば」

- ・通所介護サービスを利用することによって、日中の時間を活用することが可能になります。
- ・訪問介護サービスを利用することによって、その時間の活用と、ヘルパーの援助により、その援助内容を活用することが可能になります。
- ・短期入所サービスを利用することによって、その利用期間を活用することが可能になります。

ただし、認知症の進行状況やその症状によって、本人の気持ち及び受け入れ施設等の状況の確認が必要です。家族等は、本人がサービスを受けている時の状態を知ることも大切ですので、ケアマネジャー、施設等に確認してください。また、その中で問題がある場合は、その問題を十分認識し、その対応の方法を検討することになりますので情報の共有化を理解してください。

- ③ 居宅で介護に限界を感じ始めた時は、施設入所の申し込みを検討することをお勧めします。その申し込みにあたっては、ケアマネジャーと十分調整し、施設の確認及び施設見学等を行なってください。施設の種類、立地条件、施設の特色等を把握することと、待機者の状況も併せて確認し、納得できる状況に近づけることが必要です。本人はその場所が最後の住処になることが一般的ですので十分に家族等で話し合いを持ち、納得できる状況にしてください。

その施設での生活期間が長くなることも予想されますので、家族等の対応についてどうするのかを検討してください。

- ・面会

- ・金銭対応
- ・連絡体制
- ・心身の状況
- ・外出

などですが、老人保健施設は入所期間がりますし、原則衣類等の洗いは家族が行なうことになっていきますので注意してください。また、最近の施設は個室になっていることも了知ください。

認知症の進行状況にあった対応を、いかに的確に行なうことができるかがポイントになりますが、現実はいろいろな問題があり、その対応に苦慮されているのが現実です。

専門家の意見を取り入れて適切に対応することが必要だと思いますので、日頃の情報交換を大切にしてください。